

所掌事項

委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関及び民間団体との連絡調整を図ること。

設置根拠

宮古市青少年問題協議会条例第 1 条

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

20人以内（未選任）

委員任期

委員の任命の日から 2 年

現任委員発令日

現任委員任期満了日

担当課

市民生活部 暮らし安全課 暮らし安全係

TEL : 0193-62-2111 内線 1820

FAX : 0193-63-9110

E-mail : kurashi@city.miyako.iwate.jp

備考